

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第4号～議案第25号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

11 番 遠 藤 保 明

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第29号までの29議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動を願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（崎山華英） 通告に基づき、議案質疑を行います。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、補正予算書10ページの3款3項1目児童福祉総務費補正額1億2,793万5,000円のうち、説明欄1の就学前児童応援臨時給付金給付事業7,870万7,000円について、給付金の対象を未就学児とした理由と、1人3万円とした根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第1号、崎山議員のご質問にお答えいたします。

就学前児童応援臨時給付金給付事業につきましては、食費等の物価高騰等の影響を受ける市内在住の小学校就学前の児童を養育する世帯の生活の安定を支援するために給付金を支給するものでございます。

対象につきましては、小・中学生への学校給食費の無償化実施に合わせ、保育所等の給食費無償化を検討いたしました。しかしながら、保育所等に通っていない児童もいることから、

全体をカバーするために令和３年度にも本市独自で実施いたしました就学前児童応援臨時給付金を同様に支給することといたしました。

また、１人当たりの給付金３万円につきましては学校給食費とは少し額が異なりますが、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限生かし、また令和３年度に実施いたしました給付金の１人当たりの給付額を考慮いたしまして額を決定いたしました。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。再質疑いたします。

こちらの給付事業について、未就学児だけでなく高校生への支給を検討しなかったのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

高校生への支援につきましては、物価高騰につきましては、全ての家庭に影響が及んでいるものと考えております。その中で、高校生に対する支援についても検討はいたしました。また、県内自治体の対応も様々であることも承知しておりますが、今回は小さいお子さんを育てられている世帯では、親の年齢が比較的若い、また所得もあまり多くないと想定いたしまして、物価高騰の影響をより受けやすいのではないかと考えまして、小・中学生の給食費無償化に沿った形で、就学前の児童を養育するご家庭の生活の安定を支援するため、本事業の実施を決めました。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。

今回、物価高騰対策として高校生を含めた給付事業補正予算案を提出している自治体が、松戸市、船橋市、千葉市、八千代市、成田市、多古町など、ちょっと報道で確認できた限りなんですけれども、こういった自治体で未就学児と高校生に対し１万円ですとか、補正予算案を出しているようでした。

これらの自治体、今回の千葉県の事業である子どもの成長臨時給付金給付事業、及び高等学校等新入生臨時給付金の対象である小・中学生と高校１年生以外の子どもたちをカバーす

る目的で提案されていると考えられますが、未就学児の場合ですと、児童手当のほか、出産時には第2子以降に旭市独自の出産祝金や、今年から国のほうで始まった子育て応援給付金、3歳以上から保育料、幼稚園等が無償であったりと、既に給付についてはほかの年代に比べ充実している現状があります。

高校生は未就学児と比べて教育費や何より食費ですとか、生活費が多額にかかる年代な上に児童手当もない状況です。高校生から所得税の扶養控除が適用される利点がありますが、所得の低い世帯ほどその恩恵は少ないです。その点についてもっと考慮していただけなかったのか、ちょっと確認したくて質疑をさせていただきました。

すみません、もう1点伺いたいんですけども、今挙げたようなほかの自治体の動向を協議の段階で把握する機会はなかったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

全ての自治体の報道が出たのは補正予算を組んだ後ということで、それ以前に出ていたところは就学前を実施していた自治体だったと考えております。

早い時点で全自治体の状況が把握できればというところもございますが、今回は先ほど申し上げたように、就学前の小さいお子さんを対象とした世帯の給付を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いいたします。

まず、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてですが、一つ目、7ページです。教育費負担金1億2,733万8,000円の減の積算根拠と、補正前と補正後との人数及びもともと免除だったケースと今回との人数及び額の比較増減をお願いいたします。

二つ目、11ページです。子どもの成長応援臨時給付金給付事業の積算根拠を伺う。これ県のほうから、県が決めたことで県がお金を出すということなので、ほぼ同じ額の補正になっていると思うんですけども、そのままにした、そのままにしたというんですか、積算根拠

ですね、そちらをお願いいたします。

三つ目、12ページです。市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金について、市外に通う小・中学生の内訳と推移、そして傾向をお伺いいたします。

1回目です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それではまず、（１）の教育費負担金についてですが、教育費負担金１億2,733万8,000円の減は、市内小・中学校に就学する児童・生徒の第１子、第２子分の本年７月から来年３月までの８か月分の学校給食費を免除するため、歳入の減額補正をするものです。

内訳といたしましては、小学生が2,362人で7,876万円、中学生が1,390人で4,857万8,000円を減額しております。第３子以降分は当初予算で既に無償化しておりましたので、今回は第１子、第２子分の８か月分の給食費の無償化分となります。

補正前と補正後の比較としましては、補正前、第３子以降無償化分で654人分3,111万円の無償化を実施しておりますので、今回の第１子、第２子分の学校給食費８か月分の無償化を加えますと、令和５年度で4,406人分１億5,844万8,000円の無償化をすることとなります。

続きまして、二つ目の11ページ、子どもの成長応援臨時給付金給付事業についてですが、こちらの事業は、市内に在住する小学１年生から中学３年生を対象に１人１万円を給付する千葉県独自の支援策で、市町村が給付を行うというものでございます。

積算根拠といたしましては、県が定めた給付額１万円を市内在住の小学生2,879人、中学生1,587人、それに予備分として県のほうから示されました３％分の数値を加えた合計4,600人分で給付額4,600万円、１人１万円で4,600万円の予算を計上してございます。

そのほか、この給付に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬や事務経費等を計上しております。

続きまして、３番目の市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金について、市外に通う小・中学生の内訳と推移、傾向ということでございますが、こちらの市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金につきましては、先ほど一つ目の市内小・中学校の給食費の無償化に合わせまして、市外の小・中学校及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、学校給食費相当額を給付するというものでございます。

それで、市外に通う小・中学校の児童・生徒の内訳といたしましては、特別支援学校が70

人、近隣の公立の小・中学校が36人、私立は中学校のみで27人、合計で133人でございます。

過去3年間の推移といたしましては、合計で令和3年度が118人、令和4年度が129人、令和5年度が133人ということですので、微増となっているという状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

一つ目の教育費負担金の減なんですけれども、これはもともと免除していた分以外で今回保護者の方が払われた分を減ということで、これの財源というかそのところなんですけれども、歳入のほうで補正の2ページなんですけれども、国庫支出金が4億7,290万円、県の支出金が5,075万3,000円、これは次のところでちょっとお伺いするんですけれども、これそのまま2番目のほうの質疑のほうなんです、この国庫支出金の額がどういうふうに積算されているのかというのをちょっと知りたいんですね。

こちらから何かの積算で国のほうに要求してきたものなのか、あるいは国が自動的に、ひもつきなのか、ひもつきじゃないのかもちょっと分からないですけれども、そこもお伺いしたいですけれども、それでこの4億7,290万円というのが国のほうから来たのか。この額が来たから、第3子以降の今まで免除していた子どもたちの給食費じゃなくて、第1子、第2子のほうも免除にしましょうと、8か月分を免除にしましょうというふうに決めたのかどうか、そのところをお願いいたします。

先ほどのこの県支出金のほうなんです、ちょっと私聞き取れなかったんであれなんですけれども、県のほうって高校1年生までとかというのが私はちょっと記事やら何やらで見た気がするんです。こちらのほうはどうなっていますかね。

3番目です。この内訳と推移と傾向については細かいところに入っちゃうので、委員会のほうで質疑をしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、今回の財源となっております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの算定方法はこちらから数字を上げたのかというようなお話でした。こちらにつきましては、国が予算を決めまして、その中から今回の交付金に限っていえば、人口、物価上昇率、財政力などを基礎として都道府県、市町村ごとに算定して

おります。ですので、算定は国のほうで行って、その額が市町村のほうに下りてくるという形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） （２）の子どもの成長応援臨時給付金給付事業、県の事業でございますが、県のほうでは子育て世帯への県独自の支援として、先ほど申し上げました小学校１年生から中学校３年生までの子どもの成長応援臨時給付金ともう一つ高等学校等新入生臨時給付金ということで、こちらは公立・私立高等学校の新１年生に１万円を給付するというものでございます。そちらの高校１年生につきましては、県のほうで支給をするということでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 答弁漏れが。

要するに、この国庫支出金がこれだけ来たから、この給食費を免除にしようとしたのかどうかという、そのことを。何に使おうと別にひもつきじゃないわけでしょう。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 交付金の使途ですけれども、こちらは国のほうから一応推奨メニューというのを示されております。その中で、生活者支援の中で小・中学校の給食費等の支援というのが推奨メニューということで示されております。交付金、旭市に来た割当ての中でどういった支援がいいかといった中で、先ほど子育て支援課長からもありましたけれども、子育て世帯の支援であったり、学校に通っている小・中学生の給食費を免除、じゃこれに充てましょうというのは市で協議して決めました。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

給食費の完全無償化の、恒久的な完全無償化ということをちょっと常に考えているものですから、こういう国庫支出金がなければそれができないのかなというところでちょっと聞いてみました。

２番目の高校１年生のは分かりました、県のほうから直接ということで。これに関しては、何で高校１年生なんだとか、高校３年生だって大変じゃないかとかというような議論が結構ネットでもありましたし、そういった中で先ほど崎山議員のほうからも市独自のほうでカバ

一できる範囲を広げるべきじゃなかったのかというような意図だったと思うんですけども、私もちょっとそういうふうに思っていて、なので聞いてみましたが、先ほどの崎山議員に対するご答弁であらかたのところは分かりましたので、あとは細部に当たりましては委員会のほうで質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎です。

議案第1号について6点ほどお聞きしたいと思います。

まず、第1が7ページであります。歳入の教育費負担金であります。この額につきましては令和3年度の決算においては1億2,036万4,000円余の歳入の決定額です。そして、学校給食費負担金の過年度分が163万1,016円ほど入っております。次に、令和4年度、昨年度ですけれども、昨年度の金額は学校給食費負担金が2億3,152万5,000円の収入予定で、学校給食費負担金の過年度分が200万円の予定です。次に、令和5年度の予算書では、学校給食費負担金は2億297万4,000円で、過年度分が令和4年度と同じ200万円になっております。

そこでです、この中で今回の補正で1億2,733万8,000円を減額するということでもあります。これは、今回の国の通知で物価高騰克服対策の中での、エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の実情に応じた取り組みを支援、負担額が大きい低所得者層への支援の中で、学校給食費負担軽減の取り組みへの支援等地域の実情に応じたきめ細かな支援を一層強化するということを使ってやったんだと思います。

令和3年度も前市長の時代に同じように、このときは6か月間でしたけれども、給食費の無償化を実施しました。こういう経過から私は市長も掲げた給食費無償化の問題について議会でも一般質問もいたしてまいりました。

それで、今年の5月のときの議論では、どういうことを市長がおっしゃっているかということ、要するに恒久的にやるにはお金がないんだと、こういうことをおっしゃっているわけですね。その点は十分に理解はいたしますけれども、私は今回の8か月を含む予算の中でどうしても来年4月以降についても継続していただきたいという気持ちがあったので、この問題を質問するわけです。この点については、これから8か月、または以後もう2か月過ぎまし

たから10か月になりますか、市長がどういうお考えでもって行政の中で検討されるかをお聞きしたいと思います。

さらに、同じ項目でもう1点ございます。

これ私が質疑や一般質問でお話ししましたが旭市は学校給食費を払えない家庭に対する児童手当、児童などの手当について差し止めて、それを給食費に回してまいりました。81万数千円ということで、例えば令和3年度の決算では給食費の過年度分の歳入が163万1,016円ですから、このうちの半分ほどはそういう形でもって回収したということですが、今回の無償化の時期には当然そういうことはやらないというご確認をいただきたいと思っています。

2点目が同じ7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内容であります。これはどういうことかということ、実は県においては3月から4月にかけて国から来た内容について自治体に報告していると思うんですけれども、ところがその金額にかなり差があるんですよ。これはどういうことかということをお聞きしたいと思っております。

例えば、トータルでもって4億7,290万円、今回の補正では出ておりますけれども、県から来た市町村の分についてはどうなっているかということ、旭市は3億5,931万5,000円ということになっておりますけれども、この差はどうしてなのかお聞きしたいと思います。

次に、3番目であります。同じく7ページの県補助金、子どもの成長応援臨時給付金給付事業費補助金、これは県の事業をそのまま受け入れているわけですが、1人当たり幾らでやっているのかということでもあります。

4番目が同じ7ページの財政調整基金からの繰り入れです。どうしてこれを繰り入れることになったのかということです。

次に、5番目が9ページにいきますが、9ページの住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業のところは1世帯3万円を支給する内容だと思うんですけれども、この中身を教えてくださいたいと思います。

6番目につきましては、崎山華英議員からお話があったんで、これについては割愛いたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課のほうから1番目の学校給食費の件と3

番目の子どもの成長応援臨時給付金の二つについてお答えいたします。

まず、7ページ学校給食費負担金の、今年度はコロナ交付金を使って減免するけれども、来年以降どうするかということでございます。

この給食費の無償化の件につきましては、松木議員からもこれまでも何度もご質問いただいております、今回ほかの議員からも一般質問で質問を頂戴してございます。その中で詳しく市長のほうからご回答する予定でございますが、私のほうから簡単に。

現在無償化を進めている自治体がほかにも多くございます。そういった他市町村の状況を分析しまして、旭市独自で全額無償化できるのか、あるいはその一部無償化できるのか現在検討しているところでございます。

続きまして、3番目の子どもの成長応援臨時給付金、こちら県の事業で1人当たり幾らということでございますが、小・中学生1人当たり1万円を給付するというものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは（2）についてお答えいたします。

今回の補正の財源となっております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらが4億7,290万円、県から市のほうに通知があった数字が3億5,931万5,000円、この差額という質問でした。

今回の交付金ですけれども、メニューとしまして低所得世帯支援枠、それと推奨事業メニューというのがございます。

先ほどの推奨事業メニューにつきましては、人口、物価上昇率、財政力等を考慮して算定ということであるんですけれども、今回補正でやりました民生費、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業になりますけれども、こちらの財源が別になりまして低所得世帯支援枠という枠で国から交付金が入っております。こちらの算出方法につきましては、満額が入っておりませんで、令和3年にやった事業、非課税世帯の対象者、その7割分で数字が入っております。

残りの3割分は後日また交付されるんですけれども、事業の執行に当たっては地域の実情に鑑み、事業設定するようという国からの問い合わせ等ありますので、今回は後から来る交付金を見込んだ形での補正となっております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） そうです。

後から来る分を見込んでありますので、県の通知との差額がその分になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうより財政調整基金繰入金につきまして、こちらの減額となっておりますが、この減額の理由ということでございます。

今回の財政調整基金繰入金831万5,000円の減額につきましては、現在県の補助金を活用して既に実施しています第3子以降の給食費無償化支援事業の市の一般財源で負担している分ですね、今回の予定ですと全額無償化期間ですか、全額無償化期間の8か月分としてその831万5,000円に国の地方創生臨時交付金を活用するため、一般財源である財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 9ページのこちらの住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業の3万円の内容ということでございますが、こちらの国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額、強化されまして、低所得世帯に対する支援、低所得世帯支援枠が新たに措置されたことから物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対しまして1世帯3万円を給付するという事で、こちらのほうが国から基準が示されておりまして、この基準にのっとりまして本市においてもこの3万円としたものでございます。

こちらの財源につきましては、全額国庫で賄われております。県内のほうもちょっと確認しまして、多くの自治体において、一応この基準を基にそれぞれ給付を行うということで確認を取っています。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、1番目のところから聞きますけれども、今回4、5、6ですから残り9か月の無償化があるわけですね。

ところで、今1番目のところでもっていわゆる過年度分の未払い者がいるわけですね。それをどう回収するかという問題が関わってくると思うんだよ。来年の4月以降も仮にですよ、市長の決断でもって無償化が進めば、この未払いの給食費をどうするかという処理が問題になってくるわけですね。これを今どういうふうに考えているんですか。

令和3年度では160万円ほど、そのうちの約半分の80万円余は市が児童にする支援金を渡さないで給食費のほうに入れちゃっているんですよ。これがずっと旭市がやってきた事業なんです。これをこういうことをなくしていく必要もあると思うんで、この機会にお話ししたんですけれども、これについてお答えいただきたいと思います。

それから、令和5年度の予算書によると旭市が従来やってきた第3子以降の無償化で、県が補助してくれた未就学児均等割軽減負担金は約124万円ほどですよ。それをどのように処理して繰入金との相殺をしたか、もう少し詳しくお話しいただきたいと思います。

それから、最後に一つ言っておきたいんですけれども、私気がついたんですけれども、この共産党の県議会のほうから非常に詳しい資料を頂いて見て、それでもっていわゆるコロナ対策のいろんな交付金がありますね、これでもって私たちこの旭市でもその交付金でもって恩恵を被るのは世帯別でいろんな困っている家庭とか、児童、今回の場合には給食費とか。ところがこの中にはそれだけじゃない農林水産業とか中小企業とか公共交通とか、こういう関係でもやってくれと書いてあるんだよね。

これについてはどういうふうにしようかということの検討が旭市の中で検討されたのか。このように私ももらってありますけれども、推奨事業メニュー、これ要するに県の場合1兆2,000億円の中からこれだけ来るから低所得者世帯分は先ほどお話がありました。それからエネルギー問題、それから食料問題、それから中小企業問題、医療保険問題、地域交通問題、お金を直接渡す、今日出ているような案件についてはすぐ明らかになるでしょうけれども、もっともっと広い範囲でのこういうのが必要だと思っているんですけれども、そこら辺ところはどんな検討をしたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは1番目の給食費の過年度分の未払い分について無償化した場合、この未払い分をどうするのかというご質問でございます。

これにつきましては、過去の滞納分につきましてはやはり負担の公平性の観点から、これまでに支払った方と支払わなかった方の公平性の観点からも滞納整理は行ってまいりたいと思っております。それで、その際に戸別訪問なり電話催告なりして、その家庭の状況をお聞きして、ご家庭のほうで児童手当から申出徴収という制度がございますので、児童手当のほう充てるというご相談があればそちらで児童手当の申出徴収で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 物価高騰に対する事業者支援の考え方になりますけれども、原油価格、物価上昇による生活者支援、事業者支援については令和4年度から行っておりますけれども、まず令和4年9月でこのときには全世帯、全市民を対象とした支援を行いました。その後令和4年11月補正、こちらにつきましては事業者支援ということで議員おっしゃりました交通者であったり、市内事業者、中小企業であったり、そういった事業者を対象に行いました。

今回のこの6月補正ですけれども、そういった今までの支援、全市民もやりました、事業者もやりました、さてその次どうしようということで検討した結果、低所得者世帯であったり、子育て世帯を支援しようということになりましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） 議案第4号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、質疑させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項に基づく教育長の後任人事について、飯岡在住の向後依明氏を任命するに至った経緯について、次期教育長に任命することがどのようにして決定されたのか、その意思決定の経緯についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） この議案は、現教育長の任期が本年8月18日に満了するため、後任の教育長を任命しようとするものでございます。

任命に当たっては、これまでの教育行政の経歴、人柄、教育に対する深い識見から向後依明氏が適任であると判断したものでございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 経緯につきまして、ただいま市長よりご答弁をいただきました。

先週の総務課長の議案第4号についての補足説明にありましたように、向後依明氏におかれましては人柄については高潔な人柄である。また、専門の仕事とされる教育につきましては長きにわたり広く教育に携わっていた。あわせて、深い見識を備えているというご説明がございました。また、法的根拠といたしましては、1点目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、2点目、地方自治法に規定する欠格事項の兼職兼業の禁止には該当しないといったことから任命するに至りましたというご説明がありました。

私自身も個人的によく知っております。決して異を唱えるものではございません。むしろ大賛成でございます。課題山積の未来の旭市の教育を現諸持教育長から向後依明氏にバトンタッチをして託せる十分たる人かというふうにも思います。

そこで、再質疑させていただきますけれども、教育長職について旭市の教育に尽力したいなというような本人からのオファー、申入れがあったのかどうか。2点目といたしまして、向後依明氏以外の優秀な先輩、元校長先生方もいらっしゃいます、オファーのあった方々がいらっしゃったのかどうか。またいたとすれば何名いらっしゃったのか。

3点について質疑させていただきます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本議案は人事案件でございますから、選任方法等の詳細につきまして本議会においてご説明することは差し控えさせていただきます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 人事案件であるということを了解させていただきました。

最後、3回目の質疑でございますけれども、三つ質疑させていただきたいと思います。

1点目でございますけれども、次期教育長を公募で募集するというお考えはなかったのか

どうか。2点目、新教育長に期待する事柄、どんなことを期待されているのか。3点目でございますけれども、本日事案、人事案件でございますので採決が行われることと思います。その後、新教育長、議会で採決された後ですけれども、プレスリリース、報道関係についての発表はいつ頃予定されているのか、3点について伺いいたします。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） それでは私からは3点ご答弁申し上げます。

まず、公募については考えてございませんでした。

新教育長に期待することといたしましては、現教育長がしてくださったように教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに具体の事務を執行する教育行政の第一義的な責任者でございますので、この責任を果たしていただきたいと期待しております。また、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質・能力の向上は極めて重要であり、強い使命感を持ち、常に自己研さんに励んでいただきたいと期待しております。

さらに、プレスリリースにつきましては既に6月2日に記者会見を行いまして、この提案もご説明したところです。また、本日皆様にご同意いただければプレスリリースすることでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第4号についてでありますけれども、今回諸持教育長のご退任に伴いまして新しい教育長を任命する議案であります。

私は、向後依明氏がどういう教育関係での履歴をお持ちかご披露いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 本議案によりまして、旭市教育委員会教育長に任命したい向後依明氏は、昭和58年4月に四街道市立千代田中学校に教職員として採用され、昭和62年に旭市立第二中学校に赴任して以降、東総地区の中学校の教職員として長きにわたり中学校教育に広く携わっていた方であります。

また、平成15年度から16年度には千葉県教育庁海匝地方出張所に社会教育主事として従事され、平成17年度から18年度には千葉県教育庁北総教育事務所、平成21年度から平成24年度には千葉県教育庁教育振興部体育課に指導主事として従事されております。

教職員といたしましては、令和3年3月に本市第二中学校の校長をもって退職されました。

令和3年4月から令和5年3月までは公益財団法人スポーツ安全協会の千葉県支部長として活躍され、令和5年4月からは公益財団法人千葉県スポーツ協会で臨時職員として教職員経験を生かした業務に当たっております。

教職員中は、千葉県小中学校体育連盟の会長を務めるなど、特にスポーツの充実や発展に大きく貢献された方であります。

また、令和2年11月には、スポーツ庁及び公益財団法人全国学校体育研究連合会より全国学校体育研究功労者として表彰を受けております。

以上のように、本市だけでなく東総地区、千葉県にわたり広く教職員として活躍され、長い教職員経験のほか、教育行政にも深く携わり教育に関し深い見識を備えた方であります。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第5号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求める件につ

いて、お聞かせいただきたいと思います。

今回、教育委員として同意を求められる方は平野勝久さんでありますけれども、この方の教育行政に関わってきた履歴をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 本議案により、旭市教育委員会委員に任命したい平野勝久氏は、平成27年度に嚶鳴小学校PTA副会長として、翌平成28年度にはPTA会長として、平成31年度には海上中学校PTA会長として活動され、令和2年度には海上中学校学校評議員として就任しています。

令和3年8月19日からは旭市教育委員会委員として、教育行政において住民、保護者代表として積極的な委員活動をいただいている方です。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第6号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について、ご質疑申し上げます。

議案第6号の委員の方は高根雅人さんで、税理士の資格を持っている方とありますけれども、この方がどのようにこの資格に該当するのかお聞かせいただきたきと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 税理士は、税務に関する専門家として独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図ることを使命としております。

したがって、税法等に精通した専門家として、税理士資格を有する方が本委員会委員となることが適任と考え、高根氏を任命しようとするものです。

なお、本委員としては税理士資格を有することを要件とはしておりませんが、市としまし

ては税理士、会計士といった税・会計の専門的知識を有する方が本審査委員会の客観的立場の専門家として望ましいと考えております。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、再質問いたしますけれども、これまで平成17年の合併後で結構ですけれども、固定資産評価審査委員会の委員の中には、今お話になった税理士とか会計士とかこういう方が必ず何人かいたわけですか。それとも1人は必ずいるという状態だったんですか。そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 税理士、会計士が必ず1人はいたかということですが、当該の今回提案しております高根氏におかれましては、合併以降ずっとといいますか、これまで税理士として当該委員会の委員を務めていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第7号は、固定資産評価審査委員会の委員の中で、嶋田一豊さんが選ばれておりますけれども、この方の固定資産などの評価、その他に関する、指名するに値する経歴はどのようなことでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 宅地建物取引士は、宅地または建物の売買等の取引において購入者等の利益の保護及び円滑な宅地建物の流通に資するよう、公正かつ誠実に法に定める事務を行う不動産取引の専門家となります。

したがって、不動産取引に精通した専門家として宅地建物取引士資格を有する方が本委員会委員となることが適任と考え、嶋田氏を任命しようとするものです。

本委員といたしましては、先ほどの税理士と同じように、宅地建物取引士資格を有することを要件とはしておりませんが、市としましては、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士といった不動産取引の専門的知識を有する方が望ましいと考えてのものでございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第8号、旭市固定資産評価審査委員会委員に選任されている方は、佐藤一則さんであります。この方はどのような固定資産評価に関する知識や認識をお持ちの方なのか、その経歴をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 本議案におきまして、行政経験者を選任しようとする理由といたしましては、固定資産評価により税を賦課する業務は行政において実施するものであり、その税務の詳細を理解する者として、その経験を有するものが本委員として適任と考えているものです。

市といたしましては、税務課長経験のある佐藤氏が適任と考え任命しようとするものです。

なお、議案第6号、議案第7号において、委員の経歴として税理士、宅地建物取引士の資格を有する方の選任理由をご説明しましたが、行政経験者を含め、本委員会においてはそれぞれの立場の専門知識を持って審議していただくことで偏りなく公正に審査できるものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 議案第26号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）であります。

この中で歳入についてお聞かせいただきたい点があるんですけども、7ページのところでありますが、歳入の国庫支出金で民生費国庫補助金の中で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ってあります。9,021万8,000円もあるんですけども、これは一体

どういう内容の補助金なのでしょうか。

そして、その同じページでありますけれども、繰入金のところにもふるさと応援基金繰入金
が144万5,000円あります。これは、コロナウイルスの予防接種のご老人などのためのタクシ
ーの券を発行する費用だと言っているんですけれども、ふるさと応援基金繰入金というの
は、こういうものに使う目的でもって基金をためているのでしょうか。これについては私、
ほかから出したほうがいいと思いますけれども、市のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、9ページでありますけれども、児童福祉総務費の中で子育て世帯生活支援特別
給付金1世帯5万円ということで、5万円ですと1,620世帯ということになりますけれども、
これは今回の6月補正の前に補正されているわけですから、これはどのような事情でも
ってこれだけ前に補正されたのでしょうか。国からの指示によると、低所得の子育て世帯へ
の給付金として低所得の児童1人当たり5万円、こういうような形のものなのでしょうか。
それともそれと違う形のものなのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第26号の7ページの質疑にお答えいたします。

令和5年度旭市一般会計補正予算7ページの14款2項2目2節、説明欄1の新型コロナウ
イルス感染症セーフティネット強化交付金9,021万8,000円につきましては、食費等の物価高
騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、国による特別給付金を支給
する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る費用でございまして、可能な限り速やか
に支給するように国のほうからも通知があったことから、専決処分にて対応しておりまして、
事業実施に係る費用は全額国の負担となるところでございます。

この補助金の内訳といたしまして、8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費の説明欄1の電算システム運用事業304万5,000円のうち213万
2,000円、こちらと9ページの3款3項1目、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給
付事業の8,808万6,000円を合わせた額が、こちらの額となっているところでございます。

以上です。

続きまして、(3)のほうになりますが、どのような事情かというご質問でございました。
こちら先ほども申し上げましたように、国のほうから早期に支給する必要があるということ
で、5月中に支給するようにという通知がございまして、それに伴い実施して、4月に専決

処分をさせていただきました。

本給付金は、今般の食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を給付するもので、ひとり親世帯分の児童740人、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の児童880人、合計で1,620人、8,100万円を見込んでおります。

既に5月30日には、申請不要のプッシュ型により、対象者への給付が済んでございます。

申請不要の対象者は、ひとり親世帯では令和5年3月分の児童扶養手当受給者で、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分では令和4年度に実施しました同様の給付金の受給者となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課より（2）番7ページの新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業に対して、ふるさと応援基金繰入金を充当する理由ということでございますが、本事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業でございますが、そちらの事業に対しまして今回このワクチン接種に係る高齢者への支援につきまして、市長の掲げますまちづくり方針の一つである、コロナに打ち勝ち経済回復の中の一日も早い全市民へのワクチン接種に合致していることから、ふるさと応援基金の活用事業とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 低所得者への5万円のことについては分かりました。いわゆるプッシュ型というやつですよ。この5月中にということはどうなことが予想されるんですか。そこだけちょっと教えてください。やったことは分かりました。

それから、今財政課長の話なんですけれども、この基金とはそういう形で使うものですかね。私はコロナの予防接種をするために確かにタクシー代は出ている、大変ありがたいんですけども、それはもっと別の何か市の予算的な措置が必要だと思います。これは私の意見ですからそのまま無視されておかれても結構ですけども、しかしやはりちょっと違うんじゃないかなというふうに私は予算書を見て感じましたので、その点についてだけ意見として申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） どうして5月ということですが、ひとり親世帯、またひとり親以外の世帯の低所得の世帯に対しまして、物価高騰の影響を特に受けて損害を受けるということから、その実情を踏まえて生活支援を早期に行うということから、県のほうからも可能な限り5月までに支給するようにということで旭市といたしましてもそれに基づいて、5月に支給したものでございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第4号～議案第25号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第4号から議案第25号までの22議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第25号までの22議案は、委員会付託を省略して本日の日程に

追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第4号から議案第25号までの22議案は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第4号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第6号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

議案第8号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

議案第9号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

議案第10号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

議案第12号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

議案第13号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は同意することに決しました。

議案第14号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

議案第15号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

議案第16号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

議案第18号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は同意することに決しました。

議案第19号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は同意することに決しました。

議案第20号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は同意することに決しました。

議案第21号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意をすることに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

議案第22号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

議案第23号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

議案第24号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(木内欽市) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第3号までと、議案第26号から議案第29号までの7議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。
付託いたしました議案は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(木内欽市) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件であります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表 2、
請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6 月 22 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は 15 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 35 分